

## 映像情報の提供に関する協定書

平成 2 7 年 3 月 2 0 日

(甲) 国土交通省三重河川国道事務所

(乙) 鈴 鹿 市

## 映像情報の提供に関する協定書

国土交通省三重河川国道事務所（以下「甲」という。）及び鈴鹿市（以下「乙」という。）は、甲の有する映像情報（以下「映像情報」という。）の提供、並びに乙がこれらの提供を受け活用することに関して、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が有する映像情報を乙に提供し、乙が提供された情報を活用することにより、流域住民の洪水被害等の予防、及び防災意識の高揚を図ることを目的とする。

### （提供する情報の内容及び提供方法）

第2条 甲が乙に提供する河川映像情報の内容は、別紙1のとおりとする。

ただし、同時提供できる映像数は、別紙1のうち1映像とする。

2 映像情報については原則甲が直接乙に提供するものとする。

### （映像情報の選択）

第3条 映像情報の画面切り替えは乙が行う。カメラの方向、倍率等の変更については、原則乙からの要請により甲が行うものとする。但し、災害等の緊急時においては、甲は乙の要請に応じることが出来ない場合がある。

### （情報提供内容の変更）

第4条 基本協定書の締結後において、提供する映像情報の内容等に変更が生じる場合には、その都度甲及び乙が協議して決定する。

### （費用負担）

第5条 費用負担については、原則、次に掲げる事項のとおりとする。

（1） 甲の有する映像情報を常設の回線により乙に提供する場合、映像情報の回線工事、回線使用料等の費用については、甲乙各々の負担とする。

（2） 常設の回線が確保されていない場合及び乙の要請に基づき映像を提供する場合は、回線の確保に必要な経費は、乙の負担とする。

### （提供された情報の放送等）

第6条 乙は、提供を受けた河川映像情報の放送等に際し、適宜、映像の出所（提供元）について表示するものとする。

### （情報に対する責任）

第7条 乙は、受信する河川映像情報について、次に掲げる事項の場合は、その責任を甲に問わないものとする。

（1） 天災その他の不可抗力に基づく機器の故障による情報送信の停止又は

異常値の送信。

(2) 保守、点検による情報送信の停止。

(情報の他への提供の禁止)

第8条 乙は、提供を受けた情報を自ら放送等に活用する以外に甲の許可なしに他の者に提供してはならない。

(意見交換)

第9条 甲及び乙は、この協定の趣旨に鑑み、提供情報及びその活用状況等について随時意見交換を行うとともに、必要に応じ提供情報及びその活用のあり方について見直しを図るものとする。

(協議事項)

第10条 この協定書に記載のない事項が発生した場合は、甲及び乙は協議のうえ決定するものとする。

(有効期限等)

第11条 この協定の有効期限は、平成27年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれからでも、本協定の改廃に申し出がないときは、更に1年継続するものとし、当該期限が満了したときも同様とする。

以上協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月20日

甲 三重県津市広明町297  
国土交通省 三重河川国道事務所  
事務所長 森本 輝

乙 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
市長 末松 則子

## 映像情報の提供に関する協定書

平成 2 5 年 5 月 1 6 日

(甲) 国土交通省三重河川国道事務所

(乙) 鈴 鹿 市

## 映像情報の提供に関する協定書

国土交通省三重河川国道事務所（以下「甲」という。）及び鈴鹿市（以下「乙」という。）は、甲の有する映像情報（以下「映像情報」という。）の提供、並びに乙がこれらの提供を受け活用することに関して、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が有する映像情報を乙に提供し、乙が提供された情報を活用することにより、流域住民の洪水被害等の予防、及び防災意識の高揚を図ることを目的とする。

### （提供する情報の内容及び提供方法）

第2条 甲が乙に提供する河川映像情報の内容は、別紙1のとおりとする。

2 映像情報については原則甲が直接乙に提供するものとする。

### （情報提供内容の変更）

第3条 基本協定書の締結後において、提供する映像情報の内容等に変更が生じる場合には、適宜、甲及び乙は協議を行い、別紙の内容を見直すものとする。

### （費用負担）

第4条 費用負担については、原則、次に掲げる事項のとおりとする。

- （1） 甲の有する映像情報を常設の回線により乙に提供する場合、映像情報の回線工事、回線使用料等の費用については、別紙2のとおりとする。
- （2） 常設の回線が確保されていない場合及び乙の要請に基づき映像を提供する場合は、回線の確保に必要な経費は、乙の負担とする。

### （提供された情報の放送等）

第5条 乙は、提供を受けた河川映像情報の放送等に際し、適宜、映像の出所（提供元）について表示するものとする。

### （情報に対する責任）

第6条 乙は、受信する河川映像情報について、次に掲げる事項の場合は、その責任を甲に問わないものとする。

- （1） 天災その他の不可抗力に基づく機器の故障による情報送信の停止又は異常値の送信。
- （2） 保守、点検による情報送信の停止。

### （情報の他への提供の禁止）

第7条 乙は、提供を受けた情報を自ら放送等に活用する以外に甲の許可なしに他の者に提供してはならない。

(意見交換)

第8条 甲及び乙は、この協定の趣旨に鑑み、提供情報及びその活用状況等について随時意見交換を行うとともに、必要に応じ提供情報及びその活用のあり方について見直しを図るものとする。

(協議事項)

第9条 この協定書に記載のない事項が発生した場合は、甲及び乙は協議のうえ決定するものとする。

(有効期限等)

第10条 この協定の有効期限は、平成26年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれからでも、本協定の改廃に申し出がないときは、更に1年継続するものとし、当該期限が満了したときも同様とする。

以上協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月16日

甲 三重県津市広明町297  
国土交通省 三重河川国道事務所  
事務所長

乙 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
市長